

本日、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会の平成25年度第1回定時総会が開催されるにあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

出口会長をはじめ、貴協会の会員の皆様におかれましては、日頃より、本県不動産業界の健全な発展はもとより、県政の各般にわたり、一方ならぬご尽力をいただいておりますことに、深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げます。

また、貴協会におかれましては、本年4月1日より、「公益社団法人」として新たなスタートを切られたところであり、宅地建物取引業の適正な運営と発展に向け、より一層のご活躍を大いにご期待いたしております。

さて、未曾有の被害となった、千年に一度と言われる「東日本大震災」の発生から、2年2ヶ月余りが経過いたしましたが、未だ多くの方が仮設住宅での生活を余儀なくされるなど、復興へは道半ばといった状況にあります。

一方、「南海トラフ巨大地震」の発生が懸念される徳島県においては、二度と「想定外」という言葉を繰り返すことなく、これを迎え撃つとの気概を持って、「震災時の死者ゼロ」を目指し、東日本大震災以降、切れ目のない震災対策を展開してきております。

こうした中、昨年12月には、「南海トラフ巨大地震」に加え、「活断層地震」も見据えて、「自助・共助・公助」の役割を明確にし、土地利用の規制と緩和を盛り込んだ、全国初となる「震災に強い社会づくり条例」と、その財源を目に見える形とする「震災対策基金条例」を策定するとともに、今月12日には、当条例に基づく「特定活断層調査区

域」の案を公表したところであります。

皆様には、改めて当条例の趣旨をご理解いただきますとともに、今後は、「津波災害警戒区域」や「特定活断層調査区域」における土地や建物を取引する際には、県民の皆様の安全・安心を確保するため、当条例による「土地利用の制限等」が適用される旨、消費者の皆様への十分な説明にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、「助かる命を助ける」という減災の視点から、従来より、「住宅・建築物の耐震化」を促進してきた結果、これまでに約1万2千戸の木造住宅が耐震診断を受けられ、現在の簡易リフォームを含めた耐震改修件数は、1千戸を超える状況となっております。

さらに、これまでは「新・耐震基準」適用以前となる、昭和56年5月末日までに建築された住宅のみに限定して行ってきた「木造住宅耐震化促進事業」について、今年度からは、平成12年5月末日までに着工されたものまで、耐震診断や耐震改修の補助対象範囲を広げるよう制度を改め、運用を開始しているところであり、県民の皆様の安全・安心対策を一層加速させて参る所存であります。

どうか、皆様には、「安全安心・実感とくしま」の実現に向け、今後とも、こうした取組みになお 一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し 上げます。

結びに、公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会の更なるご発展と、皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。